

令和5年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を迫及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、経済取引の広域化、デジタル化、国際化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和5年度 of 取組】

○ 検察庁に告発した件数は101件、脱税総額（告発分）は89億円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、101件を検察庁に告発しました。告発した査察事案に係る脱税総額は89億円であり、1件当たりの脱税額は88百万円でした。告発率は66.9%となりました。

○ 消費税事案、無申告事案、国際事案のほか、社会的波及効果の高い事案を積極的に告発

消費税事案では、同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造することで、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上を計上していた事案（図1）や、コンビニエンスストアで販売していた免税商品について、虚偽のパスポート情報を用いることで、架空の輸出免税売上を計上していた事案などの不正受還付事案を告発しました。

また、アフィリエイト事業により収入を得ていたにもかかわらず、虚偽のコンサルティング契約書を準備するなどして所得を隠匿した上で、確定申告書を提出していなかった事案などの無申告事案を告発しました。

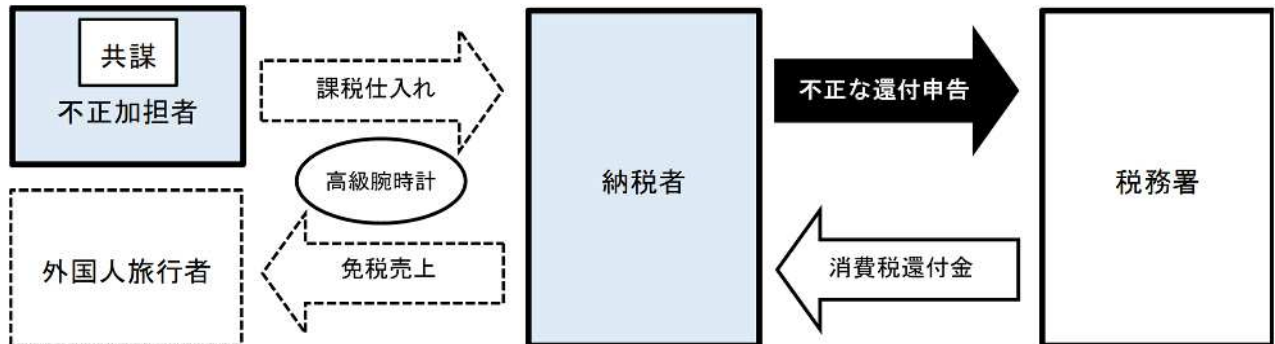
そのほか、脱税のために虚偽の経費を計上するスキームを節税とうたって、広く納税者に利用させていた脱税請負人事案（図2）や、違法な方法で未公開株式を売却して得た収入を海外法人の収入と装っていた大規模な事案などの社会的波及効果の高い事案を告発しました。

【令和5年度中の主な判決】

○ 一審判決83件全てに有罪判決が言い渡され、9人に対して実刑判決

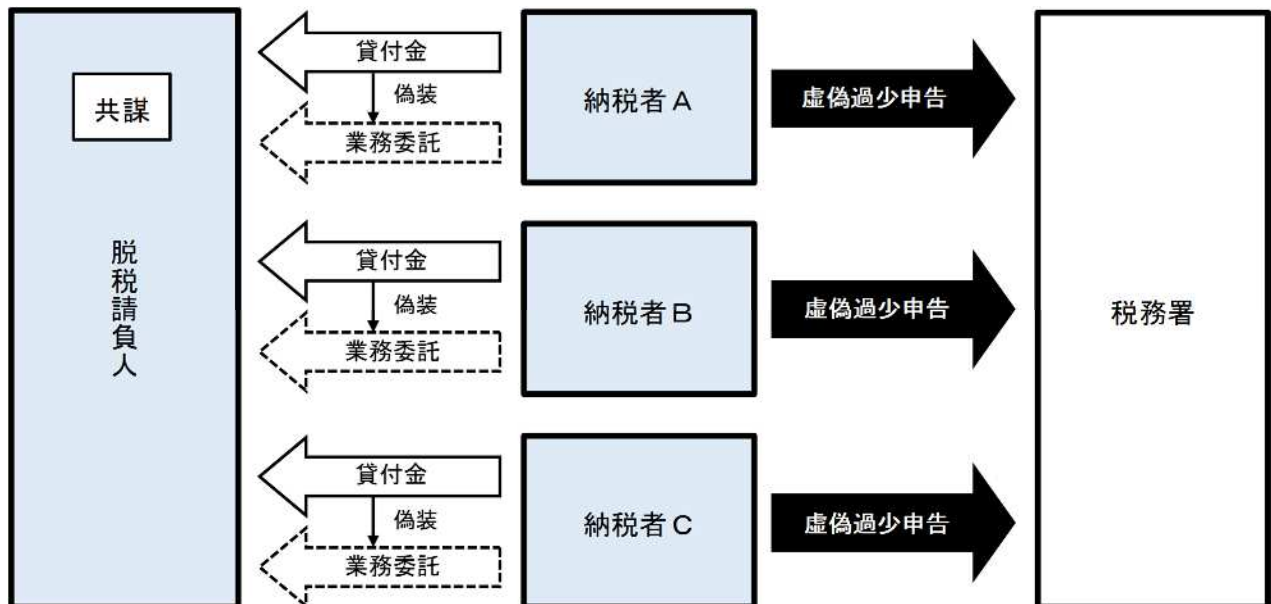
実刑判決のうち、査察事件単独で最も重いものは懲役4年、他の犯罪と併合されたものは懲役6年でした。

(図1) 消費税の不正受還付事案



同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造することで、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上を計上していた事案

(図2) 脱税請負人事案



脱税のために虚偽の経費を計上するスキームを節税とうたって、広く納税者に利用させていた事案

(注) 図の点線部分は、架空の取引を示す。

2 重点事案への取組

令和5年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組み、令和5年度は27件を告発しました。また、消費税の仕入税額控除制度や輸出免税制度を悪用した不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和5年度は16件を告発しました。

【事案の概要】

- 同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造し、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上を計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとした。
- 輸出品販売場の許可を受けたコンビニエンスストアにおいて、虚偽のパスポート情報を用いて免税商品を販売したと装い、架空の輸出免税売上を計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとした。
- 虚偽の不動産売買契約書を作成して、不正加担法人から航空機格納庫を購入したと装い、架空の課税仕入れを計上することで、不正に消費税の還付を受けようとした。
- 不正加担法人からキャッシュレス決済端末を仕入れたと装い、架空の課税仕入れを計上するとともに、資金を循環させて架空の輸出免税売上を計上することで、不正に消費税の還付を受けていた。

年度	令和 元	2	3	4	5
告発件数	件 32	件 18	件 21	件 34	件 27

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

(参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	令和 元	2	3	4	5
告発件数	件 11	件 9	件 9	件 16	件 16
不正受還付額	百万円 323	百万円 384	百万円 434	百万円 1,347	百万円 454

(注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

(2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案について積極的に取り組み、令和5年度は16件を告発しました。

そのうち、不正行為はないものの、故意に申告書を提出しないで税を免れた単純無申告ほ脱事案は11件でした。

【事案の概要】

- アフィリエイト事業により収入を得ていたにもかかわらず、虚偽のコンサルティング契約書を準備するなどして所得を隠匿した上で、法人税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、法人税を免れていた。
- タトゥースタジオを経営するとともに、自らタトゥーの施術を行うことで収入を得ていたにもかかわらず、知人や親族名義の預金口座を使用して所得を隠匿した上で、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていた。
- 所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、出版社からの原稿料や印税収入などに係る所得税を免れていた。

年度	令和 元	2	3	4	5
告発件数	内11件 27	内7件 13	内4件 16	内6件 15	内11件 16

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有、運用の形態も複雑・多様化しているところ、国際取引を利用した脱税への対応が求められています。

このような状況の中、外国法人を利用して不正を行っていた事案や海外に不正資金を隠していた事案などの国際事案に積極的に取り組み、令和5年度は23件を告発しました。

また、国際事案では租税条約等に基づく外国税務当局等との情報交換制度を活用しました。

【事案の概要】

- 虚偽の株式譲渡契約書を作成して、自己が所有する未公開株式を自らが主宰する海外法人へ譲渡したと装い、未公開株式の譲渡収入の一部を海外法人の収入であるとして、所得税を免れていた。
- 実質経営する法人において、架空の経費を計上することで、法人税及び消費税を免れ、得た資金の大半を海外における生活費やギャンブルに充てていた。

年度	令和 元	2	3	4	5
告発件数	件 25	件 27	件 17	件 25	件 23

(4) 社会的波及効果の高い事案

時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

【事案の概要】

- 脱税請負人が、脱税のために虚偽の経費を計上するスキームを節税とうたって、広く納税者を勧誘し、納税者らが当該スキームを利用して法人税及び消費税を免れていた。
- インターネット上の物品の転売やそのノウハウの指南を業とする者が、架空の経費の計上や売上を除外することで、自身の所得税及び主宰法人の法人税を免れていた。
- 半導体製造工場の建設が盛んな地域における工場内設備工事事業者が、架空の経費を計上することで、法人税及び消費税を免れていた。
- コロナ禍におけるペット需要の高まりを受けたブリーダー業を営む者が、架空の経費を計上することで、所得税を免れていた。

そのほか、以下のような事案を告発しました。

- 医療法人、医薬品製造会社、医療コンサルタント事業者が法人税等を免れていた事案
- 太陽光発電設備に関連する事業者が法人税等を免れていた事案
- 果樹園農家が所得税等を免れていた事案
- 相続財産の現金及び名義預金を申告から除外することで、相続税を免れていた事案

3 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、脱税者が数千万円規模の費消をしていた事例も見られました。

その使途としては、

- 高級車両の購入
- 有価証券等への投資
- 暗号資産の購入
- 競馬や海外カジノ・ネットカジノ等のギャンブル
- 飲食等の交際費・遊興費

などがみられました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 天井裏
- 階段下収納
- 蔵に置かれた木箱
- 銀行の貸金庫

に現金を隠していた事例などがありました。

4 査察事件の一審判決の状況

令和5年度中の一審判決は83件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち9人に実刑判決が出されました。なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独で懲役4年、他の犯罪と併合されたもので懲役6年でした。

【一審判決の概要】

- 輸出物品販売場の許可を受けたドラッグストアにおいて、外国人旅行者に化粧品等を販売したように装い、架空の輸出免税売上を計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとした法人の代表者に懲役4年、不正加担者に懲役3年の実刑判決が出された。また、同不正加担者が関与した別法人の代表者について、同様の方法で不正に消費税の還付を受けるとともに、不正に消費税を免れていたとして懲役2年の実刑判決が出された。
- 詐欺、横領により得た収入を除外するなどの方法で所得税を免れた者に懲役6年の実刑判決が出された（詐欺、業務上横領、所得税法違反等の併合罪）。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目 \ 年度	令和 元	2	3	4	5
着手件数	150 件	111 件	116 件	145 件	154 件
処理件数(A)	165	113	103	139	151
告発件数(B)	116	83	75	103	101
告発率(B/A)	70.3 %	73.5 %	72.8 %	74.1 %	66.9 %

(2) 脱税額の状況

項目 \ 年度	令和 元	2	3	4	5	
脱 税 額	総額	11,985 百万円	9,050 百万円	10,212 百万円	12,760 百万円	11,980 百万円
	同上1件 当たり	73	80	99	92	79
	告発分	9,276	6,926	6,074	10,019	8,931
	同上1件 当たり	80	83	81	97	88

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分 \ 年度	令和 元	2	3	4	5
所得税	17 件	8 件	9 件	19 件	14 件
法人税	64	55	43	47	59
相続税	0	0	0	2	1
消費税	内11 32	内9 18	内9 21	内16 34	内16 27
源泉所得税	3	2	2	1	0
合計	116	83	75	103	101

(注) 消費税の内書は消費税不正受還付事案(ほ脱犯との併合事案を含む。)の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度	令和	2	3	4	5
	元	元	百万円	百万円	百万円	百万円
所得税	1,607	886	779	2,424	1,214	
法人税	5,636	3,826	3,519	4,275	5,734	
相続税	0	0	0	288	152	
消費税	1,975	2,031	1,655	3,010	1,831	
源泉所得税	58	183	121	22	0	
合計	9,276	6,926	6,074	10,019	8,931	

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和3		4		5	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	19	建設業	22	不動産業	18
不動産業	15	不動産業	13	建設業	16
卸売業	4	小売業	12	人材派遣	6
—	—	人材派遣	5	小売業	5

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	項目	①	②	有罪率	実刑判決	③	④	⑤
	判決件数	有罪件数	有罪率 (②/①)	人数	1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額	
令和3	117	117	100.0	5	64	15.7	15	
4	61	61	100.0	3	47	13.6	12	
5	83	83	100.0	9	58	15.6	15	

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。